

議事要旨(2) 無形資産に係る会計基準の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、無形資産プロジェクトにおける個別の論点のうち、企業結合時に識別される無形資産について1月10日の委員会に引き続きベネフィットに焦点を当てて検討を行いたい旨の説明が行われ、続いて中川研究員より、説明資料[審議事項(2)]に基づいて具体的な説明が行われた。委員等からの主な意見等は以下のとおりである。

- ・無形資産の評価に関して、評価額に幅があると言われているが、収益率等の整合性を考慮して評価されており、一定の幅に納まると考えられる。また、のれんから無形資産を識別し、個別に償却年数を検討することにより、より合理的な償却期間を設定することが可能になる。さらに、経営者が意図していない無形資産が識別されるという実務は多くはなく、何を意図して買収を行ったかが明確になるため、企業結合時の無形資産の識別可能性について見直すことを支持する。
- ・実際の M&A において、対象会社の技術をターゲットにしている場合、その技術を評価しているケースはあると考えられるが、ブランドや顧客との関係といった無形資産については、ビジネス全体として認識されるものであり、短期間に減価することも考えられ、慎重に対応する必要があると考える。実体のない資産が計上される恐れもあり、無形資産を積極的に識別・評価する基準を設けることは避けるべきであると考えます。
- ・企業結合時の無形資産の識別可能性の定義を見直すことにより、無形資産が識別されるケースとされないケースがでてきて、のれんの比較可能性に関して問題が生じる可能性があると考えます。また、企業結合時の無形資産の識別可能性の定義を見直した場合、IFRS や米国会計基準の実務においては、償却期限が確定できないため非償却としている無形資産もあり、検討すべき別の課題が生じると考える。日本基準の作成者に企業結合時の無形資産の識別可能性の定義を見直す強いニーズがあるのであれば、検討すべきであると考えますが、財務諸表利用者の観点だけから見直しを進めるということは難しいのではないかと考える。
- ・日本においては測定の信頼性を重視しており、企業結合時に識別される無形資産について慎重になることは理解できる。IFRS や米国会計基準と完全に一致させる必要はないと考えるが、現行の日本基準では、無形資産の識別の方法が不明確であり、何らかの検討は必要ではないかと考える。測定の信頼性が得られないものについて、一定の方向性を示すことも基準等の役割の一つではないかと考える。

最後に、新井副委員長から、頂戴したコメントを踏まえ、内部で引き続き検討を行い、今後の委員会においては、プロジェクトの方向性について議論いただきたいと考えている旨の説明があった。

以上